

〔商品概要説明書〕

みなと資産形成ローン

(2021年10月1日現在)

1. 商 品 名	みなと資産形成ローン
2. ご利用いただける方	以下の項目を全て満たす個人の方 (1) 借入時 20 歳以上 70 歳以内、最終返済時 80 歳以内の方 (2) 日本国籍を有する方、又は永住許可を受けている外国人の方 (3) 前年度税込年収が 600 万円以上あり、安定した収入が継続して得られる方 (4) 勤続 1 年以上の給与所得者の方、および営業 2 年以上の自営業者・オーナーの方 ※オーナー：本人または親族合算の出資比率が 50%以上の法人オーナーおよび役員 (5) 居住地が近畿二府四県、岡山県にある方 (6) 保証会社の保証が受けられる方 ※相続対策が目的の場合の取扱いは休止しています。
3. お使いみち	以下の賃貸用不動産購入資金 (1) 一棟の建物の内の専有部分（区分所有物件） (2) 一戸建 (3) 上記(1)(2)の条件を満たしている購入に係る借入の借り換え資金 ※対象物件は、兵庫県、大阪府ならびに京都市内に限らせていただきます。
4. ご融資金額	10万円以上5,000万円以内かつ担保評価額の範囲以内（10万円単位）
5. ご融資期間	1年以上35年以内（1年単位）
6. 金利種類	変動金利型 (1)お借入れ時の利率 ・お借入れ時の利率は、3月1日または9月1日現在のみなと銀行の変動金利型住宅ローン基準金利（以下「基準利率」といいます）を基準として、各々4月1日または10月1日から適用します。 ただし、臨時に、お借入れ時の基準利率の基準日および適用日を見直す場合があります。 (2)お借入れ後の利率 ・お借入れ後の利率は、年2回、毎年4月1日および10月1日を見直し基準日とし、4月1日の場合は前年10月1日の、10月1日の場合は同年4月1日の各々の基準利率を比較し、利率差が生じた場合、その差と同幅で変動します。 ただし、お借入れ後最初に到来する見直し基準日では、お借入れ時の利率の基準となった基準利率（原則、3月1日または9月1日の基準利率）と、見直し基準日の基準利率とを比較し、利率差が生じた場合、その差と同幅で変動します。 ・新利率の適用は、見直し基準日が4月1日の場合は6月の約定返済日の翌日から、10月1日の場合は12月の約定返済日の翌日から適用します。
7. ご返済方法	毎月元利均等返済（融資額の50%以内で年2回のボーナス返済の併用も可能です）

8. 担 保	融資対象不動産に保証会社を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。
9. 保 証 人	不要です。
10. 保 証 会 社	みなと保証㈱
11. 保 証 料	不要です。(みなと銀行が負担します)
12. 火 災 保 険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物については、火災保険に加入いただきます。</li> <li>・上記の火災保険の保険金請求権に対して、保証会社を質権者とする質権を設定していただくことがあります。</li> </ul>
13. 団 体 信 用 生 命 保 険	<p>加入は任意です。</p> <p>※第一生命団体信用生命保険への加入となります。</p>
14. 手 数 料	<p>【新規取扱手数料】</p> <p>保証会社手数料・・・・・・・・・・110,000円</p> <p>【繰上返済手数料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全額繰り上げ返済の場合・・・・・・・・8,800円</li> <li>・一部繰り上げ返済の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月のご返済額を変更されない場合・・8,800円</li> <li>毎月のご返済額を変更される場合・・11,000円</li> </ul> </li> </ul> <p>【その他の条件変更】・・・・・・・・11,000円</p>
15. そ の 他	<p>印紙代、登記費用等が別途必要です。</p> <p>金利、返済額の試算等については窓口へお問い合わせください。</p>

〔みなと資産形成ローン〕

以上

当社が契約している指定紛争解決機関  
一般社団法人全国銀行協会  
連絡先： 全国銀行協会相談室  
電話番号： 0570-017109 【ナビダイヤル】  
（一般電話・公衆電話からは  
市内通話料金でご利用いただけます）  
または 03-5252-3772